

第26回 規制改革会議議事録

1. 日時：平成26年2月28日（金）14:00～15:33
2. 場所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、松村敏弘、森下竜一
 - （専門委員）松山幸弘
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、後藤田内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、舘規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールドフットイング確立について
 - 2. 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築について
 - 3. 公開ディスカッションについて
 - 4. 規制改革実施計画に基づく実施状況のフォローアップについて
 - 6. 「規制改革ホットライン」について
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 岡議長 定刻になりましたので、第26回規制改革会議を開会させていただきます。本日は、甘利大臣、浦野委員、長谷川委員、林委員が御欠席でございます。最初に稲田大臣から御挨拶をお願いいたします。
 - 稲田大臣 お忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。今日は福岡大臣政務官、小泉大臣政務官にもお見えいただいております。議長を始め、大田代理、皆様方には精力的にこの規制改革の御議論をいただいていることに感謝いたします。本日の1つ目の議題となっております社会福祉法人の問題については、これまで累次にわたり熱心に御審議いただいたところでございます。利用者が安心して多様な福祉サービスを受けられる社会を目指して、引き続き検討を深めさせていただきたいと思っております。

また、懸案であります各府省が主体的・積極的に改革に自律的に取り組むシステムの実現に向けて、骨子素案について今日は御審議いただくことになっております。規制を横断的に把握する仕組みの整備・活用などについても、検討を進めていただきたいと思います。

本日も、先生方の活発で忌憚のない建設的な自由な御議論、どうぞよろしく願いいたします。

○岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 それでは、これより議事に入ります。

最初に、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立」を議題といたします。本日は、健康・医療ワーキング・グループの松山専門委員にも御同席いただいております。

前回の会議で聴取しました厚生労働省の考え方を受け、さらに議論を深めるべき事項につきまして事務局に整理をしてもらいましたので、まず事務局からの説明をお願いいたします。

○大熊参事官 資料1を御覧ください。昨年、12月20日に社会福祉法人の関係の改革で論点整理をおまとめいただいておりますけれども、その中でイコールフッティングにつきましても論点を大きく2つまとめていただいております。本日は、それぞれにつきましてさらなる論点ということで御議論いただければと思っています。

まず1つ目は、「参入規制の見直し」です。「更なる論点」のところを御覧ください。

「①特別養護老人ホーム等への参入」、社会福祉法及び老人福祉法によりまして、経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホームについてですけれども、これには参入及び撤退時の規制がございます。特に撤退時の規制につきましては、前回厚生労働省の審議官も、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、または国に限定されているということで、サービスの継続性を保てるのは社会福祉法人だけであるということで、株式会社の参入はだめだと言われておりましたけれども、それでは株式会社に参入時の要件だとか撤退時の規制を新たに導入しつつ、法人形態による参入規制を廃止してはどうかというのが1点目です。

それから、「②指定管理者制度等の活用による参入」です。指定管理者制度といいますのは、平成15年地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の管理を民間、NPOに開放する制度でございます。いわゆる公設民営ということでございます。これによりまして参入規制がないんですけれども、地方公共団体が福祉施設の運営を民間に委託する際に、社会福祉法人以外の参入を認めていないといった指摘がございます。

書いてはございませんけれども、指定管理者制度を導入している社会福祉施設のうち、

株式会社が受託している割合は3.8%と大変低い状況になっております。厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に株式会社を除外しないよう、地方公共団体に対して勧告してはどうか。

次のページで、2つ目の論点として「財政措置の見直し」でございます。

これのさらなる論点として、①は補助金です。国の補助金につきましては、ほぼ社会福祉法人と株式会社のイコールフットィングが図られている状況でございますが、市町村の補助金につきましては厚生労働省自身も実態が把握できないという状況になってございます。来年度から財務諸表の公表が義務付けられていく中で、厚生労働省は社会福祉法人等に対する補助金の状況を一元的に把握した上で、地方が独自に実施している助成・補助制度において経営主体による差異を設けないよう勧告してはどうか。

②で「地域貢献活動への拠出の義務化」です。社会福祉法人には、慈善的な福祉サービス、低所得者への福祉といったセーフティーネットとしての機能が期待されています。しかし、これらの事業を提供している法人は必ずしも多くなく、大体3割弱と言われております。財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態が見られます。

とりわけ、介護保険事業などでは民間と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、民間と同様の競争条件のもと、サービスの提供がなされるよう、条件整備が不可欠です。

このため、介護保険事業など、民間と競合するサービスを提供する社会福祉法人には収益の一定割合、イコールフットィングという意味では法人税相当額だろうと思っております。それを、一定の社会貢献活動への支出に充てることを法令等で義務付けてはどうか。

また、こうした義務を着実に履行させるため、地域貢献活動への拠出制度の創設と合わせ、義務を履行しない場合は法令違反として業務停止等の対象となることを明確化してはどうか。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して御質問、御意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 方向性は全くいいんじゃないかと思うんですけども、ちょっと揚げ足取りですが、大事な揚げ足取りをしたいと思っております。

2枚目の「地域貢献活動への拠出の義務化」のところの表現で、「民間と同様の」というような言葉があったり、「民間事業者と競合する」と、社会福祉法人というのは民間じゃないんですか。

○岡議長 事務局、いかがですか。

○大熊参事官 厳密に言えば、民間ということになります。公的ではないので、民間ということになります。

○大崎委員 だから、このところの考え方は大体はわかるんですが、今後議論すればいいんですけども、ちょっとこれは注意しないと、例えば民間事業者と書かれている中にもNPOがあったり何かすると、法人税相当を社会福祉法人だけから召し上げるというのも変だという話になったりするんで、余り決め打ちしないで、でもいろいろ議論したらいいと思いますけれども、ちょっと気になりました。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

松山先生、どうぞ。

○松山専門委員 これは事務局から言っていただくほうがいいのかもわかりませんが、本日事務局からも連絡があって、財務諸表の公開のひな形等については厚生労働省がパブリックコメントを出しました。その中身はかなり踏み込んでいまして、相当厳しい内容です。それだけ、業界に対するインパクトが大きいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○大熊参事官 昨日出されましたパブリックコメントにつきましては、皆様にもお送りをさせていただきましたけれども、次回本会議において厚生労働省から詳細を説明していただくことになっております。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでございましょうか。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 前回、厚生労働省に、社会福祉法人がどのぐらい慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供しているかという御質問をさせていただいて返ってまいりました答えは、いわゆる公益事業、これは例えば入浴サービスとか、そういったものについてはやっているところが28.5%というようなお答えだったんですね。

ただ、私たちが言っているのは、税との関連でどういうことが必要かという議論をしていきたいと考えていまして、以前国会の答弁などでもあったんですけども、やはり生活困窮者に対してどういう事業をしているかとか、そういった観点でその地域への貢献というようなことを考えていく必要があるのではないかと。

その点については、恐らく厚生労働省は把握していないのだと思います。ですから、この文章では「必ずしも多くなく」と書いてありますが、これはいわゆる公益事業をどのぐらいやっているかということも多少しか把握していないという意味であって、なぜ社会福祉法人が税制上の優遇を受けているかという観点に立って、そのための事業はどのようなことをやっているかということについてはきちんと把握していただく。そして、こういった議論を展開していくことが必要ではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。今の翁さんの視点は大変重要だと思います。厚労省にはもう少し実態把握をしていただくとともに、どういう公的サービスになるかについて明確にしていく必要はあるかもしれませんね。

後藤田副大臣、どうぞ。

○後藤田内閣府副大臣 1点、委員の先生に意見をお伺いしたいんですけども、規制改革ということなので緩和も強化も両方あるかと思いますが、私どもはずっとこの問題は昔年の思いで、先生方にはいろいろ社会福祉法人の問題をここまでやっていただいて本当に感謝申し上げたいと思います。

一方で、運営の点において言うと、現場を御存じの方はたくさんいらっしゃると思いますが、大体自治体の助役の天下りとか、県の天下りとか、そういう人たちを施設長に入れて、先ほど来の自治体のいろいろな補助制度の有効な手段という形でしている理事長が多いんですね。

私は、介護士の待遇改善という側面も長年やってまいりまして、そういう意味では施設長を最低でも社会福祉士だとか、看護師だとか、こういった方がしっかり運営しないといけないと思っているんです。

それで、給与スライドは残念ながら介護業界の現場は上がらないんですね。そういうところで、ちゃんと施設長はそこまでやるべきだとか、そういったところまで是非皆さんに踏み込んでいただきたいと思います。これは松山先生が御専門だと思いますが、皆さんの御意見も含めてお伺いしたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

松山先生、お願いします。

○松山専門委員

今の御指摘の関連でいうと、私のところに全国の社会福祉法人施設の入居者の家族、もしくは関係者からいろいろな情報をいただいています。家族などがもっとサービスを改善してほしいといった問題提起を社会福祉法人施設にしたとき、施設側が十分対応してくれない場合に家族の方々は役所、所轄庁の市の方に行くわけです。

そのような場合に、市のほうはほとんど無反応ということなんです。その背景には、今おっしゃられたような社会福祉法人と役所の関係があるのではないかということで、現場の家族の方々は相当苦労しているみたいです。これは、全体像を把握するのは大変だとは思いますが構造的問題と言えるかもしれません。

○岡議長 今の副大臣と松山先生のお話を伺ってしまして、保育の議論の時にもあったと記憶しているのですが、中央省庁が都道府県を経由して市町村という、いわゆる縦の流れですね。このところが意図的に分断されているかどうかはともかくとして、中央省庁が市町村レベルでどういうことが行われているかについての認識というか、把握が十分でないということは保育のときにもありました。社会福祉法人の健全化、改善という中で、この点をもう少し実態を把握して、先ほどの翁さんの話とも関連するんですけども、そういったことをもっと強く打ち出していく必要はあるかと思います。

我々がどここの市町村の社会福祉法人の活動状況に問い合わせをしたら、厚労省が説

明できるというような形の縦の情報の共有、実態の把握ができていれば、素晴らしいことになるし、実際の改善につながるような気がするのですが、副大臣いかがですか。

○後藤田内閣府副大臣 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、私も昔、社福の内部留保について厚労省に尋ねたところ、まず知りませんという回答だったんです。もう3～4年前でしたけれども。

では、私は国会議員としての国政調査権を発動すると申し上げましたら、だったら先方に了解を得なければいけませんという回答を老健局はしまして、わかったと、では局長の名前でその回答を紙で私に出すよう言ったら今度は謝ってきて、いや出せませんという話でした。

そんな状況ですので、わからないと今、議長はおっしゃったけれども、わかろうとしないとか、あえてそういう状況が背景にあるんじゃないかと思えますので、是非議長の今の御指摘の方向でお進めいただければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、大田さんどうぞ。

○大田議長代理 松山さんに教えていただきたいんですけれども、社福はたしか行政の監査を受けるんですよね。そうすると、行政の天下りが施設長になっているというのは、そういう面で問題だと言っているのでしょうか。

○松山専門委員 法的な問題は別にして、常識的にはやはり問題が大きいと思います。というのは、改善命令が出にくいという事情が起こるのではないかと思います。

○岡議長 他にいかがでございますか。

それでは、事務局の前回までの取りまとめと、今日の会議でいただいた意見を事務局でもう一度整理していただいて、次回につなげていただくようお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。「規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築」について、事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、事務局から資料2に沿いまして「規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築について」を御説明します。

資料2は、事務局で先生方の御議論のために具体的な改革の内容についてたたき台的なもの、すなわち「骨子素案」と書かせていただいておりますけれども、御提案したいと思っております。

なお、この右肩のほうに「未定稿」と書かれておりますが、これは政府の中で何らかの調整をしたとか、そういったものではありませんで、あくまでも議論のためのたたき台ということで御承知おきいただければと思います。

それでは、内容に入ります。まず1番目ですけれども、このシステムの構築の趣旨でございます。これは前々回、1月の本会議のときにも申し上げましたけれども、規制改革を進めるためには規制を横断的にできる仕組みの整備、あるいは活用等により、所管府省が

主体的・積極的に改革に取り組むシステムをつくるというものでございます。

それで、そのシステムをつくるに当たりまして、2で「現状の問題点」について整理をしております。大きく3点あるかと思えます。

まず(1)が「規制の定期的・横断的な見直しの状況」に関してでございます。これにつきましても前々回申し上げましたけれども、最近ですと平成21年3月の閣議決定でこういった規制の定期的・横断的な見直しをやることになっていたのですが、あるいはそれより前にも累次、同様の閣議決定もされておりますけれども、決めた年、あるいはその次の年くらいはそれなりに取組も進むのですが、その後なかなか継続的な取組にならないということがございます。

次に、(2)は「規制を横断的に把握する仕組み」でございます。これにつきましても、前々回に総務省からいろいろ御説明いただきました、いわゆる「許認可等台帳」というものがございます。これは、根拠が告示以上の許可あるいは届け出といった用語に注目して、そういったものがどういう法令にどこにあるかということ把握する仕組みでございますが、そういった仕組みになっていることからなのですけれども、規制の内容的なもの。目的なり、費用なり、便益なりを把握する仕組みにはなっていないということがございます。

これを除きますと、規制について何らか横断的に把握する仕組みというのは現在ございません。唯一、政策評価の中で政令以上の根拠となる新たな規制、あるいは規制を変えようとする場合の事前評価というものが義務付けられていますが、そこ以外はそういう仕組みはないということでございます。

さらに、今、許認可の話を上申しましたけれども、規制には許認可以外の規制というものもございます。これにつきましては、順番が後先で恐縮ですけれども、資料2の最後の紙に図をつけさせていただいております。「公的規制の体系」ということでございますが、規制とは何かという話なのですけれども、「国等が、国民・企業の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入」することを規制と呼んでおります。

それで、先ほど御説明しました許認可の関係はこの図の①というところですね。左の下のほうですけれども、国民の申請等に基づく行政の処分ということで許可・認可等が典型的でございますが、ここの①の部分だけについてこの一番下の図ですけれども、レベルでいいましても根拠となる法令等のレベルが法律、政令、省令・告示までについてしかまだ横断的に把握されていないということでございます。

では、それ以外の規制として何があるのかということですが、②から順次ありますが、②は許認可に近い作用を持っておりますけれども、許認可は国民の申請等に基づく行政処分なのですが、申請等がなくても行政庁が一方的にする行為、改善命令、是正命令、あるいは許認可等の取消処分といったもの、こちらは規制ではありますけれども、横断的に把握をされておられません。

それから、行政処分とは別の話として、直接国民の権利を制限し、あるいは義務を課す

ような規制もございます。具体的には2類型ありまして、③の作為義務ですね。何々するものとする。何々しなければならぬといった類いのもの、あるいは④で不作為義務ですね。何々してはいけないという、禁止と呼ばれているものですね。こういったものも規制なのですけれども、横断的な把握をする仕組みはございません。

ここまでは法令等に関連するものですが、さらに⑤として法令以外で、予算ですとか補助金ですとか、そういった財政的な措置を使うことによって、例えば農産物等の価格を一定の範囲に収めるといった価格支持といった政策がございます。これも、見方によっては規制と呼べる部分もあるだろうということで、こういった①～⑤のように規制というのは許認可以外にもあるということです。

なお、⑥ですけれども、地方自治体が条例で行うものについては国の規制ではないのですが、これも地方が独自にやるようなものは除かれますけれども、それ以外、要するに法令等で基準などを設けて自治体が条例等でやるというようなものも国の規制の範囲になるかと思っております。

では、戻っていただいて、資料2の1ページ目の(3)でございますが、もう一点、関連が深い政策評価との関係においても、所管府省で規制改革を進める上でも必ずしも政策評価結果は活用されている状況にはございません。さらに、規制改革担当大臣と政策評価を所管する総務大臣が連携する仕組みも特段ございません。

以上のような問題点を踏まえまして、3の「具体的なシステムの考え方」ということでたたき台をつくっております。

まず(1)で「見直し基準」です。これについては、まず①として「見直し対象」ですが、これは法律から法規命令(政令、省令、告示など)、あるいは通知・通達等に至るまで、根拠のレベルを問わず規制全般を見直しの対象にしてはどうかと考えております。

2ページ目の上のほうですけれども、②で「見直しの視点」でございますが、こちらは平成21年の閣議決定などを踏まえまして次の9点を視点としてはどうかということです。例えばiにありますとおり、経済的規制は原則廃止し、社会的規制は必要最小限。あるいはiiにありますとおり、許可から届け出といった、より緩やかな規制への移行。あるいはiii以下にありますとおり、合理化ですとか国際整合化、あるいは簡素化、事前から事後へ、迅速化、透明化等々といった視点が考えられるかと思っております。

③として、見直しの間隔、見直し期限の問題です。法令等に見直し条項があるものについてはそれに従うということですが、ない場合についても全ての規制に対して見直しの間隔を設定してはどうかということで、間隔については長くても5年、つまり5年以内には何らかの見直しをするということを仕組みとして考えたかどうかということでございます。

(2)として、そういった見直しの実効性が大切なのですけれども、担保する仕組みとしては2つです。①の透明化ということで、各省が行っている見直し結果の公表を義務付けさせるとか、あるいは状況の管理ということでそういった見直し結果等につきまして定

期、あるいは随時に規制改革会議へ報告することを義務付けたらどうかということがございます。

次に（３）ですが、そういったような大枠のもとで横断的に把握する仕組みとして規制シートと呼んでいますけれども、行政事業レビューシートなどに倣いまして、規制について改革を進めるための道具立てを用意したらどうかということがございます。これは、シートを作ることが目的ではなくて、所管府省がその作成を通じまして主体的・積極的に改革に取り組むことを目的とするというものでございます。

これにつきましては、横になって恐縮ですけれども、資料２の後ろから２枚目のところに「規制シート(イメージ)」をつけさせていただいております。

例えば、規制の名称、所管府省から始まりまして、根拠法令ですとか、規制の目的、規制の内容、関連する予算があればその事項、規制の最近の改廃経緯、関連する政策評価の結果、こういった規制にまつわる基本的な情報をこういった統一的なフォーマットで作成するということがございます。

改革に関連する事項としましては、規制を維持、改革あるいは新設する別とその理由について、改革する場合には方向性も合わせて書くということです。こういったシートの作成を通じて、規制の見直しを主体的に考えていただくということがございます。

さらに、持続的な取組とするために見直し条項の状況と、次の見直し時期についても書いていただく。これは、一番長くても５年以内には見直すということがございます。

このようなシートを一つ一つ作るわけですが、３ページにお戻りいただきまして②です。こういった規制シートの作成単位なのですが、先ほど御紹介した許認可等だけでも、用語の数だけで１万４,０００から１万５,０００ありますので、一つ一つ用語ごとにつくると物すごい数になります。規制というのは大本には法律がございまして、大本となる法律ごとにそのシートを作るのが作りやすいかと思っております。

なお、法律の下にはそれに関連する政省令等がございまして、この法律体系ごとの一つ作るのを原則とした上で、法律によっては多数の規制が一つの法律の中に入っているものもございまして、そういった中身が異なる規制などが混在する場合には、その中身ごとに適切な単位で分割して作っていただくことがいいかと思っております。

（４）ですが、「許認可等台帳」の活用をしようということで、「許認可等台帳」は許認可についてだけですが、用語ごとに１つの行になっていますので、その中に先ほど御紹介した規制シートの対応関係がわかる欄を１つ追加してインデックスとして、許認可の用語があるところについて、どの規制シートと関連しているのかがわかるようにしておけば規制の体系が分かりやすくなるのではないかと思います。

次に大きな４番ですが、そういった規制シートという道具立てを使いまして主体的・積極的に各府省に改革を進めていただくということで、まず規制所管府省はシートを作成、そのときに関連する政策評価の結果も活用するということです。

②として、所管府省は、規制シートは、関連する法令だけではなくて通知・通達等も添付していただくのですが、シートそのものとそれまでのシートの作成状況、それから今後の作成予定も合わせまして定期的、イメージとしては年に1回くらいかと思っていますけれども、規制改革会議に送付いただき、合わせて各府省で公表していただくということです。

それで、③として規制改革会議としては規制シート、あるいは作成状況等につきまして必要に応じてヒアリング、あるいは意見等を表明するということかと思っております。

(2)ですが、「規制シートの整備状況の進捗管理」です。先ほども御紹介したように、規制というのは相当の数に上りますので、例えば1年で全部つくるとというのは相当困難が伴います。あとは、大事な点としては持続的な取組にするということがございますので、①のとおり規制シートの作成に係る負担も勘案いたしまして、分野等ごとに一定範囲に限って作成していくということで、一定のルールを定めまして、その下で段階的に対応していただけたらどうか。それで、最終的な目標としては、5年以内に全てのシートを整備していただくということで、それに努めるということです。

なお、5年後に整備状況を踏まえてその後の見直しも検討しますということでございます。

②ですけれども、規制シートがどこまでつくられているかという作成状況の把握につきましては2つありまして、1つ目のポツにあるとおり、シートの中で「許認可等」に係る部分につきましては「許認可等台帳」の先ほどのインデックスが活用できるかと思っております。つまり、許認可のほうの欄のところで、規制シートがなければ規制シートがないという状況になりますので、それがわかる。これがどんどん埋まっていくということでございます。

問題は、「許認可等」以外の規制につきましては、そういった網羅的な仕組みがございませんので、どういうふうに網羅的に把握するかについては引き続き検討の必要があるかと思っております。

なお、最後の点にも関連しますけれども、もう一つ御議論いただいています省令以下の下位規範の問題も全体像がなかなか把握しづらいという部分もありますので、そういった見直し等も合わせて議論する必要があるかと思っております。

最後に(3)ですけれども、「規制改革担当大臣と総務大臣の連携」ということで、両大臣が連携する必要があるかと思っております。

連携の下で具体的には次のような取組を考えたらどうかということで①として、まず規制改革担当大臣から重要な規制改革事項、これは規制改革会議等で御議論いただいたものを踏まえるのかなと思っていますが、それを総務大臣に通知いたします。

4ページ目にまいりまして、②で総務大臣がその重要な規制改革事項の通知を受けますと、それに関連する政策評価、政策評価自体は各府省で行われていまして、総務省の取組

はその政策評価の点検をやっておりますので、その点検結果を規制改革担当大臣に通知いただくということで、規制の改革を進めていく。政策評価の結果の活用ということですね。

最後に③で、総務大臣は重要な規制改革事項に関してですけれども、各府省の行政については評価、あるいは監視等をしておりますので、そういった取組も必要に応じてやっていただくことによって両大臣の連携を図ったらどうかということでございます。

次の紙は、今、文章で説明した話をフロー図にしたものでございます。ざっくり言いますと、左側が規制の所管府省、右が規制改革会議の取組で。それで、左側の部分は各府省が規制の見直しを検討する流れですが、その中に規制シートの作成を入れます。それで、繰り返しですけれども、作ることが目的ではなくて、作ることを通じて改革に取り組んでいただくということです。

なお、作っていただいたシートについては定期的に会議に送付いただくということです。

それから、一番左のほうは総務省に、総務省の立場で規制改革の取組を支援いただくということでございます。それで、会議はそういった審議事項を設定いただく中、あるいは規制シートを受け、必要に応じて各府省にヒアリング等、あるいは作成状況の管理をすると思っております。

事務局からの御説明は、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対して御質問、御意見をいただきたいと思えます。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。考え方と、このPDCAを回すという方向はまさにこのとおりだと思うんです。

ただ、この規制シート、規制等は許認可に限らずと、これは当然なことではあるのですが、ただ、やはり規制というのは多分、法令というのは基本的には全部規制だと思いますので、物すごく膨大な数の規制シートがつけられなければいけない。一つの法令をとってもその中でほとんどの条項というのは多分、何々しなければいけない、何々のときだけ何々できるということは全部規制なので、数の膨大さというのが結局はこういう仕組みをつくっても動かないというようなことがないのかということころはちょっと懸念されるわけですので、具体的にどのような、私が今、勝手に膨大だと思っているのは間違いでそんなに多くないということなのか。その辺は数量的な何かイメージがあれば教えていただければと思います。以上です。

○岡議長 事務局から説明してください。

○柿原参事官 それでは、事務局からお答えいたします。

今、佐久間先生が御指摘いただいたのは非常に重要な点でございます、同様の認識を持っております。許認可等につきましては、既に告示以上のレベルについては全て把握されておりますので、特段どのくらいの範囲かというのはある程度、目鼻がついております。

問題は、許認可以外のものをございまして、今おっしゃったように義務付け、あるいは禁止です。

これに関連して、例えば法令検索システムというのがインターネットで公開されていて、検索すると数が分かるのですけれども、「しなければならない」といったような用語の持つ法令を検索すると、万単位で引っかかってくる場合もあります。

ただ、検索結果を見てみると、ほとんどのものが行政内部、何々大臣から何々大臣、あるいは行政でも地方団体ですね。国から地方へとか、そういった内部的な手続にかなりの部分があるかと思っております、何万もあるというわけではないということがまず1つです。

規制数の概略の数字がそもそも今、把握されていないこと自体、問題点の一つなんですけれども、形式的に用語が当てはまるから全てのものをやる必要が必ずしもないということです。

他方で、先ほど御紹介しましたけれども、そういったものをどうやって把握するんだという話があるのですが、最終的なゴールは別として、まずは改革を進めるという観点で優先的につくるべき規制シートの分野について各府省自ら考える。あるいは、場合によっては規制改革会議等の御意見も踏まえるといったようなやり方が現実的には有効かと思っております。

すなわち、重要な規制改革事項から優先的につくるとか、一定の範囲に絞って、この範囲の規制について重点的に改革に取り組むといったことで、そういったところを先に作るほかですね。

それで、規制シートは作り始めると多分こういうことなんだということが、だんだん各府省のほうでもその過程を通じて経験というか、そういった活動の内容が蓄積されていきますので、この紙はまだ最初のたたき台なので書いていませんけれども、恐らく実際は進めながらどんどん改良していくということが必要かと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 私は今の説明で若干は安心したのですが、やはり非常に懸念を抱いております。順番ということをおっしゃったので、優先的に絞ってというのは、私は全くそれでやるべきだと思うんですけれども、すごく心配なのは確かに概念上規制であるということと言ったら、例えば銃砲刀剣等の登録義務だって規制ですし、覚せい剤の製造の禁止だって規制ですよ。そういうのも一々シートをつくるのか。例えば、インサイダー取引の禁止だって規制ですよ。

だから、常識的に考えて規制改革の俎上に上る余地がないようなものまで形式的にこういう紙をつくるというのは、率直に申し上げて物すごい行政の無駄になると思うんです。非常に極端なことを言えば、窃盗の禁止だって規制といえば規制ですから、これは誰もお

かしいとはもちろん思っていないと思うんです。

私は、こういう考え方自体を否定しているつもりは全くなくて、前に私は本会議でも官庁が自主的に見直すということは非常に重要だという意見も申し上げていますので、何らかそれを促進するような仕組みが必要だとは思いますが、やるんだったら例えばまずホットラインで具体的に寄せられたもの、これは一旦回答をもらっているわけですが、それについてはシートをつくってもらおうとか、あるいは規制改革会議で既に検討課題として挙げたものについてはつくってもらおうとか、うんと絞り込んだほうがいいんじゃないですか。

率直なところ、警察庁なんかはこんなことをさせられたら全く意味のない紙を何百枚もつくられることになると思うんです。これは、どうでしょうか。

○岡議長 今のは御意見としてとりあえずということで、佐々木さん、お願いします。

○佐々木委員 私も同じようなことを考えておりました。ホットラインがせつかくありますので、省庁たちが自らというときに、内側からだけでなく世の中をいかに巻き込むのか、世の中の知恵とか、ある意味で労働力としてもですね、それを巻き込んでいくというふうに考えると良いと思います。このホットラインが一時的なものではなく、そして国だけでなく、例えば各自治体も含めて常にこういった規制改革を求める受付があり、そこには国も地方自治体も同じフォームでウェブページに出ていて、こういう規制があって困っているとか書ける。そうしたらそれを一つの材料にしてシートなりをつくったり、同じフォーマットで調べていくというやり方ができるので、一番現実的であり、経済活性につながるのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

○滝委員 国が発展途上から先進社会の状態に入ってくると、いろいろな育成をするために補助金を出せるようになります。補助金が絡むことには既得権者が頑張る。それは必ずそうなるものだと思うのです。

そういう意味からすると、こういう先進国での今後の考え方として、補助して育成することに関しては3年とか5年とかの有期で終わって、その先を延長するかは再審議とする。ホットラインから急に見直せというか、もっと短くしろということもあるでしょうけれども、急いで強化しろという要素に関しては当然やらなきゃいけないと思います。私は全く素人ですが、一遍補助金が出ると政治も結果的にそれを守る形になってしまうという実態があるように見える。一遍もらったものはやはりそのまま継続したいというエネルギーが出るものなのではないかと思うのです。行政のたいへんな無駄でもあるのですが、先進国のレベルに入った国ではそれでもうまくいってしまう。すごく不効率なことを国家はやらなきゃいけないのだなと最近では感じています。

話の流れに少しずれたかもしれませんが、私のコメントです。

○岡議長 ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。

大臣、どうぞ。

○稲田大臣 私も、ホットラインというのはすごくいいなと思ったのは、国民を巻き込むというのがすごく重要で、行政事業レビューというのは5,000なんですね。5,000というのは割と限界で、規制シートを何万もつくったら本当に機能しないというのと、行政事業レビューがいいのは概算要求とか予算に反映する、もしくは事業を改善するという形で、1年ごとに回っていくし、全部国民にインターネットでオープンにしているいろいろな意見を受け付けられるんですね。

だから、ホットラインに載ったものであれば全部インターネットでその規制シートをオープンにして国民からの意見も聞ける。そして、それがどう改善するかも目に見えるし、国民からそういうものがあればまたいろいろな意見が寄せられていくというオープンガバメント的なものを取り組んだ形の規制シートにしないと、労力ばかりかかって無駄になる可能性があるかなというふうにとちょっとお話を聞いて思いました。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

安念さん、どうぞ。

○安念委員 うなっただけなんです。大臣のおっしゃるとおりだと思って、うなっていたんです。それだけです。

○岡議長 金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 安念さんのうなっただけなのがネガティブなのか、ポジティブなのかは気になりますけれども。このペーパーで規制シートの案がありますね。是非これを紙に書くだけではなくてこれを入力したデータベースのイメージに、もう一回その活用がデジタルで使えるようなイメージでもうちょっと工夫したほうがいいんじゃないかと思います。

それから、もしこの許認可等台帳というものが本当に紙というか、台帳のままであったら恐ろしいなと思うんですけども、これはデジタルになっているんですか。もしデジタルになっていると、ひもづけとかも考えられるので、PDCAサイクルが人海戦術型ではなくてもうちょっと気の利いたやり方になるんじゃないかと思います。

○岡議長 今の点だけ、事務局から回答をお願いします。

○柿原参事官 許認可等台帳は、1つの用語ごとに1行にエクセルシートになっておりますので、1万5,000行の大きな1つのエクセルファイルになっています。そういう意味では、デジタル化はされております。

○岡議長 極めて近代的なデジタル化と。

他は、いかがでしょうか。

○金丸委員 そのエクセルシートのそれぞれの許認可について、IDとかは振られているのですか。

○柿原参事官 当然、番号で管理されております。

○金丸委員 その番号というのは、単なるエクセルのシートの中の番号なのか、別途コー

ド体系があってそのコード体系上のIDがあったりするのですか。

○柿原参事官 それは、総務省で許認可ごとにコード体系で番号を振っていたかと思いません。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

鶴さん、何かございませんか。

○鶴委員 御指名なので、今、他の委員の方々がおっしゃった点というのは私も全く同感なんですけれども、全く同じことだと能がないので、ちょっと別の観点から少し申し上げると、実はホットラインというところを見て私も労働のところを見させていただいてわかるのは、やはり意見を出してくるというのは組織からの意見が大きいわけですね。

だから、これだけ非常に国民が接触しやすい形でやっても、なかなかまだそのギャップがあるなという感じは私も持っています。それで、実は日ごろ国民の目線で考えると、何となくこれは不便だよねと思っても、それは本当に規制が悪いからなのか何なのか、知識もないし、非常にグレーな世界だと思うんです。

それを、これは問題だと訴えるところまでいくというのはなかなかギャップがあるだろうということなので、多分事務局のほうもある意味で非常に横断的にいろいろと見なければいけないというのは、どこにそういうような問題が関わっているのか、文句が出たところだけ見ていってもしようがなく、かなりその潜在的な問題点まで幅広く見ていくようなやり方も考えなければいけないということが、私はそもそも問題意識としてあったと思うんです。

そういうふうを考えていると、非常にグレーのところを我々としてある意味でどうやって拾っていくのか。先取りしていくということも含めながら、こういうことは考えていかなければいけないと思っております。

ただ、余り形式的に全部やるとなると膨大になって、多分、役所は仕事をやらなきゃいけないので、こういうことをやると、やっています、やっていますという話で、それはそれでいいんですけれども、一方、他の委員、または大臣がおっしゃるように、非常に無駄なことで実際には規制改革につながらないという結果にもなりかねない。

ただ、そこには私は非常に微妙な問題もはらんでいると思うので、どういうやり方がいいのかということ、さらに少し委員の中でも議論を続けていくことが大事だと思います。

○岡議長 ありがとうございます。他にいかがですか。

松村さん、どうぞ。

○松村委員 今回はそもそも各担当省庁が自主的に規制改革を行う仕組みを作るのが目的なので、改革をやっていますというのが出てくるというのは、正にそうなるべきなのではないでしょうか。こちらから具体的に要請して、無理と言われても何とか粘り強く説得して改革してもらおうと言う活動することは当然の前提として、この枠に加えて、あくまでも自主的にやる仕組みをつくるものはずです。むしろ省庁のほうがこれでアピールする

というか、うちはこんなに規制改革に取り組んでいるとアピールできるものにすべき。規制改革会議から言われてからやるよりも、自分たちで問題を見つけてやったほうがもちろん気持ちがいいに決まっていますから、それを後押しするものになってしかるべきです。

しかも、それも本当に私たちが気がついて言うべきだったけれども、自主的に気がついてこんなにいい改革をやってくれたということがあったとすれば、それもまた積極的に評価するサイクルが回るようになればなおよい。あらゆるものを全部網羅的にやるよりは、積極的にアピールに使ってもらえるような枠組みにすべきかと思います。逆にそもそも、こちらから改革を明示的に、具体的に要求すべき、対立不可避と思われる案件まで念頭に置いてこの枠組みでやろうとすると、この仕組みの性格がぼやけると思います。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。ほとんどの方に御発言いただきました。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 皆さんと御一緒に、全部やるのは難しいだろうと思うので、やはり集中的にやったほうがいいだろうと思いますが、もう一点は出してもらってこれをどういうふうに評価していくかというPDCAのサイクルの回し方がやはり大事だと思うんです。

1年でやるのか、2年でやるのか、やっていないところはいつまでもやっていないということだと、出してもらったけれども、また置いているだけになっちゃいますので、そういう意味ではこれが出た後、どういう形でこれを利用していくかということもしっかり考えてやってもらったらいいんじゃないかと思います。

そうした視点でこの表自体も少しつくっていかないと、逆にもうやったから終わったというシートばかり出てきたのでは意味がありませんので、そこも何らかの形で、先ほどひもづけの話が出ていましたけれども、しっかりひもづけができて、割とやっているところとやっていないところがはっきりわかって、我々が実際にこれを見て次の活動に移れるようなものを是非つくってもらいたいと思います。

○岡議長 佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 ふざけたアイデアかもしれませんが、各自治体が自主的にやっていただくということを少し国民にもわかってもらえて、全国の職員の方々にも競争していただくために、大小構わず規制改革で例えば今月これに取り組んだみたいなものをちゃんと実際のホームページに数で何か出してもらおう。

そして、国のほうのホームページにも県別だったり、市別だったり、クリックすると出ていて、そこで今月はここにこういうシートが出てきたとか、こういう改革をやったということがちゃんと一覧できるようになっていると、多分都道府県や都市別にランキングも見えるし、それがデータ化されていれば、同じ例えば保育園についてとか、何についてとかソートできるとか、一般的にどこの自治体が頑張っているとか、あるいはどの省庁が頑張っているということも見えるようになるのではないかと思うので、そういった少し楽しみと競争が出るような仕組みも必要かと思いました。

○大崎委員　そういうアイデアが多分出てくるんじゃないかと思って、私は実はそれは絶対反対なんです。これは数字にしたら、大変問題を起こすと思います。例えば、警察庁とか公正取引委員会とか金融庁とか、そういうようないわゆる規制を主とした任務としている官庁などは、恐らくそんなにたくさんの改革はできないと思うんです。厚生労働省みたいなところでは数は出せると思うんですけれども、これはやはり中身が大事なので、日本を何かジャングルにしようというわけではなくて、ありとあらゆる社会的な規制も含めた規制をなくすことが目的なわけでは全くないので、とにかく数を数えるということはむしろ絶対やっちゃいけないと私は思います。

○岡議長　ありがとうございました。

　　翁さん、どうぞ。

○翁委員　私は、この規制シートの中で規制を改革する理由、または規制を維持する理由というところが最も重要だと思っていて、どういう理由でこういう規制があると国民に説明するのが明らかになるということが非常に重要だと思っています。

　　こんな根拠から省庁は規制をしているのか、というようなことが国民によく見えるようにして、例えばこの間の混合診療禁止というのは、保険外と保険対応の診療の併用のリスクを考えて厚生労働省は規制しているというような。規制の根拠が簡潔にわかって、それを国民がどう受け止めるかというようなことが非常に重要なんじゃないか。

　　わかりやすく国民向けに、なぜこの規制があるのかというような説明をすることにより、国民がその根拠をばかばかしいと思うか、それはもっともだと思うか。そこについて、わかりやすくしていくということもひとつ重要なことではないかと思っています。

○岡議長　ありがとうございました。

　　鶴さん、どうぞ。

○鶴委員　今、翁委員がおっしゃられたシートに書く中身が大事ですねということなんです。私はもともと役所にいた経験がありますので、こういうものを役所の中で誰が書くのかというと、一番下っ端の1年生か2年生が書くんです。それで、適当にある意味では本当におざなりですね。心を打つような書き方というものが全然できなくて、外の者が見ていて何だと、それは非常にルーチンワークとして処理されてしまうので、はっきり言って省庁の誰がこのシートについて責任を持つのかというところまである程度きちんとなしなないと、非常に末端の人がぱぱっと適当に書いて、それが集められる。

　　これは本当に大臣が国会でこのシートを説明できますかと、それくらいのものにしていかないと、先ほど翁委員がおっしゃったようなきちんと国民にもわかりやすいとか、納得感があるものというのは多分できていけないと思うので、そういうことも含めて考えたほうが良いと思います。

○岡議長　大田さん、どうぞ。

○大田議長代理　今、翁さん、鶴さんが言われたことに関連して、規制の根拠というもの

を明確にしていかなければいけないと思っています。タクシーの規制に関して、運転手の賃金が下がった原因はどこにあるかということと台数が増え過ぎたからだということになって、台数を強化する規制ができてしまったわけですね。この規制に関連して、行政の評価というのはほとんど役に立っていない。何ゆえ運転手の賃金が下がっているかというときに、最低賃金は守られていたのか。労基法は守られていたのかというところは全くチェックされずに、台数が増えたから賃金が下がったんだということが根拠になってしまった。

つまり、因果関係といいますか、根拠が明確にされないと非常に誤った規制になってしまいますので、規制を維持する理由、その根拠は何なのか。費用対効果も当然示さなければいけません。その問題意識をこちらとしては明確に示して、このシートをどんどん改善していく、本当に私たちが知りたいことに答えているのかをチェックしていきながら、いいものにしていくということが大事ではないかと思います。

○岡議長 稲田大臣、どうぞ。

○稲田大臣 私も今、大田議長代理と同じことが言いたくて、規制の本当の理由を国民に明らかにすることの意義がすごく大きいと思ったのは、同じようにタクシーの問題で、永田町と霞が関で大まじめで言われていることが国民から見たら、ぷっと吹き出すようなことで、タクシーの運転手さんの待遇の問題も言われたし、タクシーの台数を制限することによって国民の安全を守るんだと言われるんです。それを大まじめで言って、それを支持している国会議員もいるわけですね。

でも、それは一般国民からしたらとても変な理由ということがあって、こうしてシートにしてその理由を明らかにすることで、それに対していろいろな意見がくると思うので、すごく重要だなと、同じことを同じ時に思いました。

○岡議長 ありがとうございます。

ほぼこのテーマの予定時間にきましたので、私のほうからも再三お話をしていますけれども、これをやることのいくつかの視点があります。

1つは、各規制の担当省庁が主体的・積極的に改革しようという状態を醸成していきたいということでもあります。そのための大きなきっかけとして、このようなものを我々が求めていくということを是非やったらどうだろうか。そのときに、今日も何人かの委員の方から御意見がありましたように、入口でこんなものはとてもできないよというような状態にしてしまったのでは何もスタートしないので、最初はできるだけシンプルな状態に入っていただいて、それをだんだん広げて奥を深めていく。あるいは規制シートの中身もどんどん高度化していくというような手順が必要かという思いがしております。

今日いただいた意見を事務局にもう一度よく詰めていただいて、また議論したいと思いますが、作成対象のテーマについては、何か共通の基準で選んだものプラス「ホットライン」を組み合わせたらいかがかと先日大田議長代理と意見交換させてもらいました。今日もホットラインの話がかなり出ましたので、規制シートの作成対象の中に入れていったら

よろしいのかなと思います。

あとは、金丸さんからありましたように、こういうものをデータ化して、より公表もしやすくなる、アクセスもしやすくなる、活用もしやすくなるというようなことは是非考えていったらいいのかなと私も個人的にはそう思います。

本件については、そういう形でさらに掘り下げていきたいと思いますが、前回も言いましたけれども、下位規範をどう取り上げるかということ今期のテーマとしてございますので、対象を選ぶときには、この下位規範とPDCAの話をつなぐできればおもしろいかとっております。可能かどうかはわかりませんが、私の意見として申し述べておきたいと思っております。

それでは、次の議題3に移りたいと思っております。公開ディスカッションにつきましては、12月5日の第22回本会議で申し上げたとおり、今期は試行的に2回実施したいと考えております。1回目は昨年11月下旬に行いましたが、6月の答申に向け、3月中にもう一回開催したいと思っております。そこで、これから開催テーマ等について御議論いただきたいと思っております。

なお、来期以降の公開ディスカッションの開催につきましては、4月以降の本会議で実際に行われた2回の施行結果をレビューの上、より効果的な運営方法等について審議していきたいと考えております。

それでは、事務局からまず説明をお願いします。

○中原参事官 それでは、資料3をお開きいただければと存じます。

今、議長から御指摘がございましたとおり、公開ディスカッションにつきましては前回に引き続きまして、国民にとって関心が高いと思われる分野の検討課題を公開の場において議論を行い、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明確にして論点を整理し、提示するという趣旨としたいと考えてございます。

日時としましては3月25日火曜日の午後でございます。テーマ数にもよりますが、2時間程度を想定しております。会場は前回と同じ合同庁舎4号館2階の220ということでございまして、開催要領につきましてはこれも前回のやり方を踏襲させていただきまして、司会進行を議長、長谷川委員に導いていただき、参加者として当会議の委員の皆様、関連する議題の専門委員の皆様、それから政務、関係団体、所管省庁ということでございます。

各立場の意見をこれまでと同じように論点を事前に集約整理して公開し、インターネット中継を実施する。それから、取材も随時可能とするとともに、一般傍聴者を募集させていただくということでございます。

ちなみに、前は応募いただいた方はほぼお入りいただいたという形になってございます。

それから、論点整理を主眼としまして一定の結論付けを目的とするものではないという

ことでございますが、来期以降の公開ディスカッションについては4月以降の本会議において、今期の2回のトライアル結果をレビューの上、より効果的な方法等について審議、御決定をいただくというようなことでございます。

その対象のテーマにつきましては社会福祉法人等々、候補には挙がっているところではございますけれども、その点についてもまた御議論を賜りたいと思っております。以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、前回同様のやり方で3月25日にやるということについて、まずよろしゅうございますか。

(異議なし)

○岡議長 ありがとうございます。

そうしますと、あとはどういうテーマにするかということございまして、是非皆さんの御意見があれば聞かせていただきたいのですが、事務局を通じて、今日の第1議題であった「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィングの確立」、これを是非テーマとして取り上げたいという御意見をいただいております。

その他、前回のペースでいきますと、1つか2つということだと思っておりますが、今、申し上げた件の他に是非これを取り上げてほしいという御意見があれば出していただきたいのですが、いかがでございましょうか。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 事務局からメールで返事をするようにと言われたときは出していないので、この場で申し上げますが、観光立国へ向けた規制改革というテーマでビザの問題とか、ビザの問題もいろいろあるんですけれども、それから旅館法の問題とか、食品衛生関係も何かあったと思うんですが、とにかく観光振興に関わるいろいろな規制についてホットラインにもいろいろ要望が出てきていますので、そういうものをまとめてやってはどうか。これは、私の全くの思いつきです。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 これは鶴先生に怒られるかもしれませんが、労働の問題も公開ディスカッションでやってみるというのはひとつあるかと思っております。派遣法改正、あるいは労働時間規制の方向性、解雇関連の話とか、結論を出すということではないです。規制改革会議の委員だけが一方的に言っているというふうにもしたくないので、一般傍聴者もいるというような場でやるのであれば、労働の問題をまとめて一つ取り上げるというものもあるかと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

鶴さん、どうぞ。

○鶴委員 大崎委員、どうもありがとうございます。別に怒ることは何ともありませんので、非常にありがたい御提言だと思います。

ワーキングの立場からも、労働の問題というのは一回この公開ディスカッションで取り上げていただきたいというのは私自身も思いますが、まだどの段階がいいか、多分タイミングはいろいろお諮りをする必要があると思います。

それで、今、大崎委員から幾つか出たんですけれども、労働時間の問題というのは国民に一番身近な話題であるにもかかわらずこれまで前に進んできていませんし、我々も意見を出したんですが、そこから前になかなか進まないという印象を持っておりまして、これは女性の活用とか、そういう話も出ていますけれども、私はここが変わらないと何も変わらない。他でわあわあいろいろと話をしてもしょうがないなど、ある意味でそこくらいまで思っておりますので、労働時間の話をどこかで私はやらせていただければと思っています。

これは3月のタイミングがいいのか、それとも次期のタイミングがいいのか。今お話を伺っていると、やはり観光などの話も非常に国民の身近な話だし、こういう公開ディスカッションを契機にこんな話があったのかなどとあって、結構いろいろマスコミに取り上げていただくのも非常にいいということで、私は今、大崎さんがおっしゃった2つの点は非常に効果の上がるものではないかと思いつつお伺いしました。

○岡議長 ありがとうございます。

政務官、どうぞ。

○小泉大臣政務官 私はここに出ているのは、甘利大臣のラインの中で政務官として出ているんですけれども、9月30日に就任して以来、経済財政諮問会議、競争力会議、国家戦略特区会議、そして規制改革会議と、全部に私は出ているんです。

それで、ちょっと問題意識として持っていることは、政権が進めている経済政策、そして成長戦略も含めて、どうやってこれらを会議体の方向性として関連をもって統一的な同じ方向性で動く形を模索できるか。

そういった思いで、ずっとこの規制改革の議論を聞かせてもらっている中で、まさにオープンディスカッションの場というのはそういった意味でも非常に大きなメッセージ性を発することができるチャンスですので、大崎委員がおっしゃったような労働関係などはもちろん大きな材料として1つ挙がってきていますし、特にこういったかなりセンシティブな発信に気を使う問題が非常に多いので、それこそ賛否も含めて様々な観点でオープンな場で議論をしていただくというのは非常に議論の活性化にも、またメディアではなかなか大きな見出しだけが伝わって中身が伝わっていない部分も、まさにこういう分野ですからしっかり議論いただく中で、何をアジェンダとしてテーマの設定をするか。

私の意見ですけれども、大臣のほうでも、例えば私がさっき挙げたような4つの会議体の中で何を議論としてオープンな場でやるのか。それが結果として政策の推進力につながる

って行って、国民の議論も喚起できるのか。こういったことをちょっと考えていただいて、テーマ設定をやっていただきたい。そんなふうな思いで、意見として言わせていただきました。

○岡議長 ありがとうございます。

佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 今のお話は非常に重要だと思いますが、そのようにこの公開ディスカッションは様々な視点から考えることができる機会だと思うんです。それは連携だったり、政府の方針だったり、国民の巻き込みだったりですね。

そうすると、前回もそうですが、今回も平日の昼間です。平日の昼間に労働の問題を仮に取り上げても、長時間労働で苦しんでいる人たちがそこに行って意見を言えるはずがないということになりますから、やはりどういう時期にどのくらいの前もったノーティスをして、どういう人に来てもらいたいのか。

あるいは、まだ話題になっていませんでしたけれども、対象者が20名というふうに書いてありますが、本当にどういう場所でどんなふうやっていくのが戦略的に巻き込みにもなるし、方向性、あるいは私たちの改革の後押しになるのか。マスコミにも伝わるのか。様々に戦略的に考える必要があるものだろうと思っています。

なので、3月25日は今、日程が決定されている中である程度の制限があるかと思しますので、今回の25日に関してはこの制限の中でよりよいテーマが何なのかということを選び、その後についてはもう少しその時期や会場や方法を戦略的、総合的に考えないと、日程と場所が決まっていて、次回は何のテーマにしましょうかというのは結構難しいというか、うまくいけるものも小さくなってしまわないかと思えます。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 今のお話を聞いていて、鶴座長のお話も聞いた限りで私なりの意見を申しますと、やはり労働時間法制、労働時間規制、この問題はまさに経済の成長戦略にとって重要ですし、昨日もワーキングがありましてその場でも指摘されましたけれども、懸念は今、政府のほうで議論が進んでいますが、その枠組みというのは今ワーキングで議論している枠組みではなくて、既存の枠組みに沿った議論になってしまっているんです。

つまり、時間法制を抜本的に変える、その時間と評価を分けるということではなくて、今ある裁量型とか、研究型とか、そういう中でどうやっていくとか、インターバルはどうするかとか、そういう中で議論されてしまっているので、この議論の中では多分鶴座長が提起された三位一体の議論というのがなかなか進まない。そういうところへ持っていけないので、やはり早目にそういうことを我々が言っているんだと、非常にあっさりとその時間と評価を切り離すんだ。そうじゃないと、これから日本というのはグローバル競争の中でやっていけないし、また多様な働き方にも応じられないんだということを打ち出さな

ければいけないので、やはり労働時間規制というのは非常にいいテーマだと思います。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 全然違う話なんですけれども、インターネット中継を前回はやったと思うのですが、どれぐらいアクセスが出たとか、そういうデータというのはもうわかっているんですか。今だと全部わかると思うんですけれども、一体どれくらいの方が見られたんでしょうか。

それから、その後ずっと公開しているのであればその後のページビューとかも出ると思うんですけれども、一体どれくらい成果が上がったかをまず見ないと、今回どういう仕掛けをするかというのまちょっと決まらないのかなと思うのですが。

○岡議長 事務局、わかりますか。ちょっとお待ちください。

○森下委員 一体何人見たのか、すごく興味があるんですけれども。

○中原参事官 インターネットのアクセス数はそれほど多くございませんで、322件という形でございます。

○森下委員 まずその仕掛けから考えたほうが、万の単位とは言いませんけれども、やはりこれは見ていないとやっても意味が余りないし、公開ではなくなっていますので、是非そこも何らかの形で仕掛けを考えた上で、今度の25日までは少ないですけれども、まだ時間は残っていますので、されたほうがいいのかと思います。

これは、ずっとその後もアップしているんですか。

○中原参事官 生中継だけでございます。

○森下委員 生中継だけまちょっと不自然な気がしますね。できれば、やはり期限を切ってちゃんと見られるようにしたほうがいいと思います。ずっと見られても、本当はいいんだと思います。

○岡議長 先ほどの佐々木さんの話とも合わせて、この公開ディスカッションをどう戦略的にやるかということについては、4月以降に改めて議論したいということは既に申し上げました。

今期は2回試行的にやってみて、そこから学んだものを生かしていこうということでございますので、今のアクセスの数の少なさに驚いている部分もありますけれども、ただ、あのときも、大臣と私があその後（12月7日）、テレ東の『週刊ニュース新書』という生番組に出て、規制改革会議の活動を国民に少しでも見てもらおう、聞いてもらおうということだったわけでありまして。そういう関係もあって、インターネット以外ではテレ東だけがカメラを持ってきたんですね。

○稲田大臣 あそこで出てこられた金沢大学のカフェイン療法の患者さんも映しに行かれて、シンポジウムよりもさらにリアルな形で番組として報道してもらったので、そういう

意味ではもうちょっと広まって、300件ということはないと思いますけれども。

○岡議長 私は今なぜそんな話をしたかというところ、所詮、公開ディスカッションのその場だけでは満足のいく広報活動的なものをするのは難しいと思うからであります。

だから、それを含めて、メディアへの発信をいろいろやっていくというようなことを是非4月以降の議論の中でやりたいのですが、1回目のときも事務局との打ち合わせの中では、私の個人的意見として、4号館の2階ではなく、プレスセンターくらいでやろうという話をしたのですが、残念ながらあの日はプレスセンターがもう埋まっていたのです。

場所ややり方も含めて、是非、4月以降、議論をして進めていきたいと思っております。今回はもうあと1か月ですので、前回と同じようなやり方だけでも、少しでも効果のあるものを1か月の間に考えていきたいと思っております。

テーマについては「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング」と「観光立国に向けた規制の見直し」と、それから中身をどういうふうにするかはともかく、いわゆる雇用のテーマ。この3つの中から、場合によっては、座長と相談させてもらうかもしれません。長谷川委員からは議長一任と言われて、今日御本人は御欠席ですので、今のようなことを含めて大田議長代理とも相談させていただきますので、テーマについては一任していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、次に議題4に移ります。「規制改革実施計画に基づく実施状況のフォローアップについて」、事務局から説明願います。

○柿原参事官 それでは、資料4を御覧ください。

昨年6月に閣議決定されました規制改革実施計画については、実施状況のフォローアップをすることとされております。

「趣旨」にありますとおり、実施計画の中に「内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に実施するとともに」の後、「毎年度末」ですので、来月の31日時点の実施状況に関するフォローアップを行うこととされております。その上で、結果につきまして規制改革会議に報告するとともに公表するというところでございます。本日は、この具体的なフォローアップのやり方について御報告するものでございます。

2を御覧ください。「フォローアップ要領」であります。まず(1)として規制を所管する省庁に対しまして今年度末時点の実施状況、これは措置状況も含んだ形と、それからその後の予定ですね。措置済みでない事項につきましては、今後の予定について調査を実施するということとしております。

なお、措置状況につきましては下にあるとおり全部で5区分、閣議決定事項ですので一番上の「措置済」、計画に定められた内容を完了しているということが基本になろうかと思っておりますが、いろいろな事情が項目によってあるかと思っておりますので、以下の4項目を区

分として挙げております。

2つ目の区分が、「未措置」でございます。こちらは、計画に定められた内容の実現に向け、検討は終了したけれども、まだ措置が完了していないものでございます。

その下の「検討中」でございますが、こちらは計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、まだ結論が得られていないものでございます。

さらに「未検討」ということで、今後何らかの審議会において検討する予定など、一般的な予定であって具体的な検討の予定がないものはここでございます。

なお、一番下のバーでございますが、こちらは幾つかそういう項目があるのですけれども、実施計画上、実施時期が具体的に記載されていないようなものについては上記の4区分にそぐわないのでバー、あるいは「逐次実施」とされているような項目はこちらでございます。

(2) ですけども、内閣府のほうでは所管省庁の記載内容につきまして事実確認等の確認及び精査を行うこととしております。

その下の3の「スケジュール」でございますが、来月に各省庁に調査を投げます。それで、必要な精査等を行いまして、6月をめどに予定されております次期の答申、あるいは閣議決定と同じようなタイミングで調査結果を取りまとめ、会議に御報告・公表というふうに進めたいと思っております。

なお、2枚おめくりいただきますと「別添様式」ということで、横紙で恐縮でございます。これはサンプルでございますけれども、各省へのフォローアップ調査の様式といたしましては、左側のほうに昨年6月の実施計画の内容そのものを書きまして、各事項ごとに中ほどよりちょっと右ですけども、実施状況、来月の31日時点の措置状況の区分とこれまでの実施内容、それから措置済みでないものについては今後の予定について、所管省庁に作成していただいたものを内閣府の事務局で精査するというところでございます。

フォローアップについては、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。本件につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 質問なんですけども、もともこの実施計画の内容が検討をするという内容になっているものもありますね。それで、検討をするという内容になっているものが、例えば審議会にかけられているとかということになると、これは措置済みということになるんですか。

○柿原参事官 お答えいたします。

実施計画の内容が検討するというのであれば、検討そのものが行われていればもちろん措置済みということになるかと思いますが、ほとんどの項目は検討し結論を得となっておりますので、検討結果が出たところまでやって初めて措置済みになるということでは

ございます。

○岡議長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

本件を私は大変重要視しております。我々が答申を出して、それに基づいて規制改革、実施計画が閣議決定されて、それがちゃんと実施されているかどうかというのは大変重要だと思います。

ですから、ほとんどのものが措置済みに近い状態になっていけば大変よろしいんじゃないかと思いますが、逆に、極めてわずかなものが措置済みで、ほとんどのものが検討中だとか未検討みたいなものがあつたら、閣議決定で決まった実施計画というものに対して、それは何なんだというようなことになりかねないわけでございますし、もっと近い話をすれば、我々、皆さんがこうやって一生懸命会議をし、ワーキングでいろいろやっていただいていることが何なんだということにもなりかねません。したがって、このフォローアップというものについては注力していきたいと思っております。

それでは、続きまして議題の5に移りたいと思えます。「規制改革ホットライン」について、事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、御説明いたします。

まず資料5-1を御覧ください。こちらは、提案事項について所管省庁から回答を得た事項についてホットライン対策チームで御審議いただきまして、さらに検討する事項について、各ワーキング・グループからここにあるような多数の項目について選んだものでございます。

母体となりましたのは、昨年11月29日からことしの1月17日までに所管省庁から回答を得た事案、全部で266件から選んだものでございます。

なお、それぞれのワーキングごとのテーマの横にあるチーム（案）の印につきましては従前と同じでございますが、◎が各ワーキング・グループの検討項目、これには既に検討を着手し、あるいは既に検討が終わっているようなものも含んでおります。それと、それに関連する提案事項でございます。

○印がついている項目につきましては、◎以外の提案事項のうち、まずは事務局が内容の精査を進めまして、精査した結果について各ワーキング・グループに御報告することが適当と考えられる提案事項でございます。

それで、健康・医療ワーキング・グループ関係につきましてはそこにありますとおり◎が1点、これは地域包括支援センターの関係で、まさに本日御議論いただきましたいわゆるイコールフットィングの話の一部をなすテーマでございます。それ以外に、1～3の○印の項目が選ばれております。

雇用ワーキング・グループ関係につきましては全部で7項目ですが、いずれも◎ということで、全ての項目につきまして労働者派遣の関連項目でございます。

なお、こちらについては今後所管省庁の検討状況をフォローアップすることといたして

おります。

創業・IT等ワーキング・グループ関係につきましては◎が13項目、○が32項目と、数がかなり多くなっております。それぞれ、そこにありますとおりの項目でございます。創業・IT等ワーキング・グループはもともと担当する範囲というか、分野がかなり多数にわたっておりますので、それぞれのテーマもかなりバラエティーに富んでいるということではございます。

1枚おめくりいただきまして3ページですけれども、農業ワーキング・グループ関係は中小企業信用保険制度の対象業種の関係で、これは既にワーキングでも取り上げていただいた項目ですので2点とも◎です。

最後に、貿易・投資等ワーキング・グループ関係につきましては◎が23項目、○が2項目ということでございます。ほとんどの項目につきまして、既にワーキングでお取り扱いいただいているもの、あるいはそれに関連するものということになっております。

以上が、資料5-1の関係です。詳細につきましては、その後ろにそれぞれ項目ごとに提案内容と各省庁の回答内容となっておりますので御確認ください。

それから、次は資料の5-2の関係でございます。今度は横紙でございます。これは毎回御報告しておりますけれども、ホットラインの処理状況ということですが、

「受付件数」でございますが、昨年3月から類型で2,236件でございます。

「所管省庁への検討要請状況」ですが、これは今月の20日現在です。それで、前回2月4日に御報告して以来で、そんなに長い期間がございませんでしたので、新たに検討要請を行った件数は5件でございます。そこにありますとおり、健康・医療ワーキング関係が1件、創業・IT等が2件、その他が2件ということで、累計としては総数として1,278件、関係省庁に検討しているということでございます。

なお、下のほうの注でございますが、注の3でございます。こちらにつきまして1,278件要請中なのですけれども、回答があったのがそのうちの997件、約1,000件ということになっております。それぞれの状況の内訳でございますが、対応が36件、前回ここは検討中ということでまとめてありましたが、検討中の中を2つにして、既に検討に着手しているものと、今後検討を予定するものに分けておりまして、着手しているものが88件、予定しているものが194件ということになっております。

以下、対応可能が216件、対応不可が356件、事実誤認61件、その他46件となっております。

なお、新たに要請を行った5件については次のページにあるとおりでございます。

説明は、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、何かありましたらお願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今、事務局から説明があった各省庁の回答で、現行制度下で対応可能というのが216件あるということなのですが、これがある意味ではちょっと曲者でございまして、その例が5-1の28ページ、「公有水面埋め立ての緩和」、これは一つのいい例です。典型的なパターンでして、現行制度で対応可能だ。

これはどういうことかといいますと、公有水面埋め立ての許可というのはかなり負担のかかる手続ですね。なかなか出ない。ただ、ここで言っているのは、こういうことです。日本は非常に海岸線が長い。埋め立て線、埋め立て法線が長い。そこに対して災害、特に津波、液状化に備えるために補強しようとする、一番簡単なのはその埋め立ての海側から例えば1メートルくらい補強すれば、これは非常にコストも安く、素早く補強ができる。

ところが、そうするとその1メートルなり50センチが埋め立てになりますから、公有水面を埋め立て法の大変な手続が必要になってくる。そこで環境アセスメントという非常に時間のかかる、要は今までよりたった1メートルとか50センチ、今の埋め立て法線に沿って張り出ただけで環境アセスというものが必要になってなかなかできない。

ここで、現行制度で対応可能というのは、50センチでも1メートルでも公有水面埋め立ての許可をとれば、それはできます。実際、8件は民間がやっていますという回答なのですが、この意味はほとんど大変なので諦めているということなんです。つまり、許認可申請を出すのをやめている。

そうすると、何をしなければいけないかということ、陸地の内側から補強するというのは技術的にも非常に大変です。簡単に言うと、構造的なもので内側から引っ張って支えるとか、あとはいろいろな工夫をしてコストもかかり、時間もかかるということになってしまっているので非常に大変ということです。

では、実際は許可申請を出すとういうことが起きるかということ、先ほど申し上げましたように環境アセス等々で非常に時間がかかるというのが現状ですので、ここで言う広大な土地を埋め立てるというのは当然公有水面埋め立てで、環境アセスは十分やらなきゃいけない。

ところが、非常に限定的なちょっと2メートルくらい張り出すことに関しては、やはり特別に措置を簡素化するということが必要だろう。これに対して現行制度で対応可能ということなので、引き続きフォローアップをするということでございます。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして予定の議題が全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡があったらお願いします。

○中原参事官 昨日、外国企業経営者等から意見を聴取し、対日直接投資促進に向けた課題を整理するため、「対日直接投資に関する有識者懇談会」の第1回会合が開催されたところでございます。

当会議から大崎委員に御参加を賜っているところでございますので、事務局から御報告

をさせていただきます。以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。何か規制改革会議で取り上げなければいけないようなケースがあったら、よろしく願いいたします。

次回の会議は、3月17日の予定でございます。詳細は改めて事務局から連絡させていただきます。

それでは、これにて会議を終了いたします。お忙しいところありがとうございました。